

条例制定のプロセスに 市民の皆さんの声を活かします

市では、産業振興の基本理念を定める「産業振興基本条例(仮称)」の策定を進めています。

この条例は、世界規模で進行する景気の悪化や雇用の不安などに対応し、産業振興の基本理念や事業者・産業振興団体・市民・市の役割、産業振興ビジョンの策定・位置づけなどを明確にするため制定するものです。

条例制定にあたり、骨子案を公表し、市民のみならずの声を反映するため、意見を募集します。いただきたい意見を踏まえ、条例をまとめる予定です。

③市図書館「煥章館」、市民文化会館、ビッグアリーナ、女性青少年会館
各施設の開館時間
④市ホームページ

●**閲覧・意見提出期間**
3月2日(月)～31日(火)

①商工課、農務課、および各支所基盤産業課
午前8時30分～午後5時15分(土・日を除く)

②市役所1階市民コーナー

●**資料の閲覧場所**
①商工課、農務課、および各支所基盤産業課
午前8時30分～午後5時15分(土・日を除く)
②市役所1階市民コーナー

問合せ先

商工課
☎35-3144

産業振興基本条例(仮称)の骨子(案)

●目的

産業の振興に関する基本理念などを定めることにより、産業基盤の安定、強化、まちの活力の増進を図り、地域経済の活性化及び市民生活の向上に寄与することを目的とします。

●基本理念

- ①事業者自らの創意工夫及び自助努力を尊重
- ②豊かで特色ある地域資源の活用
- ③事業者、産業振興団体、市民及び市の協働

●産業振興ビジョンの策定

市は基本理念に基づき、将来における市内産業のあるべき姿を想定した産業振興ビジョンを策定します。(任意計画であった産業振興ビジョンを制度的に位置づけます。)

●役割の分担

市の役割

- ①産業振興ビジョンに基づく施策の実施
- ②事業者の取組みへの積極的な支援と環境づくり
- ③ネットワークの構築

事業者の役割

- ①自助努力と経営革新
- ②地域住民との調和
- ③生活環境の保全
- ④消費生活の安定と安全確保への配慮
- ⑤産業振興団体への加入と市や産業振興団体が行う事業への積極参加と協力

産業振興団体の役割

- ①組織の強化
- ②事業者の支援
- ③市と協力しての積極的な産業施策の実施

市民の協力

- ①市が行う取組みへの理解
- ②積極的な協力

※産業振興団体とは…商工観光関連団体、農林畜産業関連団体、その他経済活動に関わる団体

市議会3月定例会が始まります

平成21年第1回高山市議会定例会が3月2日から24日までの会期で開かれる予定です。

本会議はどなたでも傍聴でき、耳の不自由な方には手話通訳や要約筆記を行いますので、希望される方は事前にご連絡ください。

また、市ホームページやケーブルテレビで、本会議の様子を中継しています。

ます。

さらに市ホームページでは、録画した内容(録画配信)を開催日の3日後(土日を除く)からご覧いただけます。

※市役所・各支所に設置している無料インターネット端末でもご覧いただけます。

問合せ先

議会事務局
☎35-3152

期日	内容	場所
2日(月)	本会議	議場
9日(月)	本会議(一般質問)	議場
10日(火)	本会議(一般質問)	議場
11日(水)	本会議(一般質問)	議場
12日(木)	本会議(一般質問)	議場
	議会運営委員会(本会議終了後)	全員協議会室
13日(金)	総務企画委員会	第一委員会室
	福祉保健委員会	第二委員会室
16日(月)	文教経済委員会	第一委員会室
	基盤整備委員会	第二委員会室
17日(火)	予算特別委員会	全員協議会室
18日(水)	予算特別委員会	全員協議会室
19日(木)	予算特別委員会	全員協議会室
24日(火)	本会議	議場

※開会時間はいずれも午前9時30分からです。